

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社C店（以下「会社」という。）に雇用期間の定めのあるパートナー社員として採用され、販売員として勤務していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、売場から左右対になっている左扉を押し開けて倉庫へ入った際に、戻ってきた右扉に激突し、左側面を下にして転倒し負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、本件災害から4日後の同月〇日、D病院に受診し「腰部打撲傷、左膝打撲傷、外傷性腰椎椎間板障害、左肩関節打撲」との診断を受け、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求人の傷病は本件災害によるものであるとして、これらを支給した。

請求人は、上記傷病の療養中、複数の医療機関に受診したが症状が改善しないため、平成〇年〇月〇日E病院に受診したところ「身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は本件災害が原因であるとして、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に係るE病院への療養補償給付（移送費）を監督署長に請求したところ、監督署長は請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものではないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)の意見書によると、請求人は、平成〇年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインの「F45 身体表現性障害」を発病したとされているところであり、当審査会としても請求人の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の発病日、疾病名に関する意見は妥当なものと判断する。
- (2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められない。
- (4) そこで、請求人の本件疾病の発病前6か月間における業務による出来事について検討すると、本件災害により受傷した出来事が認められる。この出来事は、

認定基準別表1の「(重度の)病気やケガをした」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

しかしながら、請求人の症状経過等に鑑みれば、審査官が決定書第2の2(2)のイにおいて説示するとおり、当審査会としてもその総合評価は「弱」と判断する。

また、このほかに、本件資料からは請求人に心理的負荷を与える業務による出来事を確認することはできず、請求人からも特段の主張はないことから、業務による心理的負荷は、「弱」となる出来事が1つであり、その総合評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付(移送費)を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。